

教学指第1675号
教特第1143号
教体第1039号
令和4年3月17日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

まん延防止等重点措置の終了に伴う
県立学校における部活動について（通知）

県立学校における部活動の取扱いについては、令和4年3月4日付け教学指第1571号、教特第1074号、教安第1460号、教体第977号「まん延防止等重点措置の期間の再度の延長に伴う県立学校の対応について（通知）」により、活動日数等を制限して実施していましたが、まん延防止等重点措置が令和4年3月21日（月）をもって終了することが決定されたことから、3月22日以降の部活動については下記のとおりとします。

まん延防止等重点措置は終了となりますが、部活動は、1月以降、各地で感染者が増加した背景として、冬季休業中の練習試合における感染拡大などが指摘されていることから、学年末・学年始め休業等における部活動については、感染防止対策を万全にした上で実施するようお願いします。

記

- 学校での活動（通常の練習）について
 - ・部活動ガイドライン及び各学校の部活動の方針により、「学校における感染対策ガイドライン」等を確認し、感染対策を徹底して行う。
- 練習試合、合同練習、演奏会等について
 - ・県内及び県外チームとの練習試合等は実施可とする。
 - ・練習試合等を行う日数や相手校の数を少なく抑え、感染リスクの軽減に努める。
 - ・演奏会や発表会では、観覧者は生徒、保護者及び学校関係者など必要最小限とするとともに、観覧者の間隔を確保するなどの感染対策を徹底する。
 - ・バスなどでの移動時は、こまめに換気を行う。
- 合宿練習について
 - ・校内合宿は行わない。
- 基本的な感染症対策に関する事項
 - ・体調がすぐれない生徒、家族に体調不良の者がいる生徒は活動に参加させないなど、顧問も生徒も体調が万全な状態で活動を行う。
 - ・登下校や大会等の移動時には、友人と会食をするなどの寄り道をしない。
 - ・休日等の練習は、午前または午後の活動とし、昼食を挟まない。
 - ・大会時など食事を摂る場合には、会話を控え（黙食）、同じ方向を向くなど、感染防止対策を確実にを行う。
 - ・更衣などマスクを外しているときには、会話をしない。
 - ・体育館など屋内で活動を行う場合は、特に換気をこまめに行う。

【担当】

教育庁教育振興部

学習指導課 森田 043-223-4056

特別支援教育課 中田 043-223-4045

体育課 鈴木 043-223-4108